

論・壇

興銀最高裁判決が 貸倒れ処理に及ぼす影響



早稲田大学大学院客員教授(専任)
筑波大学名誉教授

品川 芳宣

はじめに

いわゆる興銀事件では、3760億円余という巨額な貸倒損失の是非が争われ、還付加算金を含めると国税・地方税を合わせて約2000億円という財政にも無視できない金額が旧興銀のものとなるか、国庫等のものになるかが争われた。下級審段階では、その結論を異にしたが最高裁判決は、興銀側に重配を上げた。

この最高裁判決が社会的に与えた衝撃の大きさに対応してか、国税庁は、当該最高裁判決を踏まえて貸倒れの判定に関する納税者からの事前照会を全国各国税局で受け付けるという(「税務の動向」速報税理2005年4月1日号8頁等参照)。

このような事前照会において、国税当局がどのように対処しているかは明らかではないが、本稿では、興銀事件の経緯を振り返り、特に、最高裁判決の内容を吟味した上で、同判決が貸倒れ処理に及ぼす影響を探ることとする。

1、興銀事件の概要

(1) 大手都市銀行であり、住宅金融専門会社であるT社の母体行であった興銀(原告、被控訴人、上诉人)は、平成7年4月1日から同8年3月31日までの事業年度(以下「本件事業年度」という。)分法人税について、T社に対する貸付債権3760億円余(以下「本件債権」という。)を債権放棄(以下「本件債権放棄」という。)し、本件債権放棄が貸倒損失に当たるとして確定申告した。

本件債権放棄は、興銀とT社間で平成8年3月29日付で締結された債権放棄約定書(以下「本件約定書」という。)に基づくものである。本件約定書は、T社の「営業譲渡の実行及び解散の登録」が平成8年12月末日までに行われないことを解除条件として本件債権等を放棄すること等を内容とした。また、

このような解除条件が付される背景としては、平成8年3月当時、いわゆる住専処理法の制定、公的資金による支援等の住専問題が政治的に解決するに至らず、T社自身2兆円余の総負債に対し約40%の返済資産を有し、興銀も、本件事業年度中に本件債権放棄に見合う有価証券売却による益出しを行っていた。

(2) これに対し、Y税務署長(被告、控訴人、被上诉人)は、本件債権放棄は貸倒損失に当たらないとする更正処分(以下「本件更正」という。)等をした。興銀は、本件更正等を不服として、本訴を提起したものである。

一審の東京地裁平成13年3月2日判決(判例時報1742号25頁)は、本件債権放棄は貸倒損失に当たるとして興銀の請求を認容したが、控訴審の東京高裁平成14年3月14日判決(判例時報1783号52頁)は、本件債権放棄は貸倒損失に当たらないとして一審判決を取り消した。

かくして、最高裁判決の行方が注目されていたが、最高裁平成16年12月24日第二小法廷判決(平成14年(行ヒ)第147号)は、本件債権放棄は貸倒れに当たるとした原判決を破棄し、興銀の請求を認容した。

2、本件各判決の特徴

(1) 前述したように、本件各判決は、一審判決と最高裁判決が本件債権放棄の貸倒れを認めないことに対し、控訴審判決がその貸倒れを否認している。したがって、それぞれの判決の理由が異なるのは当然であるとしても、一審判決と最高裁判決ともその理由付けが異なっており、本件における貸倒れ認定の難しさを物語っている。

すなわち、一審判決は、貸倒損失の認定に關し、それに関する直接規定(法人税法22条3項、4項、33条2項)ではない法人税法4条をまず引用し、法人税法の解釈基準として

は一般法理である社会通念を大前提とし、しかも、解除条件という民法上の効力を積極的に解した上で、本件債権は当時社会通念上回収できなかった旨判示している。このような認定手法は、本件債権が結果的には回収できなかったという結果論を意識し、その予測に沿った結論を導き出す方法としては有効であるように考えられる(品川芳宣「条件付債権放棄と貸倒損失の計上時期」税経通信2001年8月号25頁等参照)。

(2) これに対し、控訴審判決は、貸倒損失に係る直接規定と当該規定に係る従前の解釈論を前提とし、T社には当時負債総額の約40%に相当する回収可能資産が残されていたこと、興銀が本件債権放棄に先立って含み益のある有価証券を売却して本件債権に見合う益出しをしていたこと等を認定した上で、興銀には本件事業年度末に解除条件付で本件債権放棄をせざるを得なかった事情をも考慮し、当該貸倒れを否定した。

このような判断は、後述する貸倒損失に係る解釈論等に照らしてむしろ自然であるように考えられるが、本件においては、結果的には本件債権は回収できなかったのであるから、現時点で考えると違和感を伴うこととなる。また、そのことが、従前の貸倒損失に係る解釈論等に対する疑問を惹起することになる(中里実「貸倒損失・時価主義の下の資産評価」税研2002年7月号39頁等参照)。

(3) かくして、最高裁判決は、金銭債権の貸倒損失が法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」に当たるとして、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要し(同法33条2項参照)、全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならず、そのことは、債務者の資産状況等社会通念に従って総合的に判断されなければならない旨判示した上で、本件債権については、平成8年3月末日までにその回収を図ることは社会通念上不可能となっており、その全額が回

収不可能であることは客観的に明らかになっ

ていたというべきである旨判示している。この判示については、その結論自体は一審判決と同じであるが、その理由付けについてはむしろ控訴審判決に近いものと評価できる。すなわち、金銭債権の貸倒損失計上においてその全額が回収不能であることを要し、その回収不能が客観的に明らかでなければならぬとするのは、法人税法22条3項と33条2項の規定の解釈から導き出されるものであり、一審判決のように、同法4条から導き出されるものではない。

もっとも、その結論においては、一審判決と同じくするものであるが、そのことは、本件事件の個別、特殊性に鑑み、本件債権が回収できなかったという結果論に影響を受けていることは否定できないものと考えられる。

3、貸倒損失の解釈論との関係

(1) ところで、貸倒損失の損金算入の根拠規定である法人税法22条3項3号の規定の解釈(認定)については、法人税基本通達9・6・1ないし9・6・3による取扱い、関係裁判例(大阪地裁昭和44年5月24日判決・税資56号703頁等参照)等に依拠してきたが、これらの考え方のうち、本件に関連するものを整理すると、次のとおりである(品川芳宣「法人税法における貸倒損失の計上時期」金子宏先生古稀祝賀・公法学の法と政策上巻(有斐閣)451頁参照)。

A、債務者側の事由

破産、和議、会社更生、債権者協議等において支払不能等を推定し得る対外的措置が採られたこと

事業の解散、休業等の事業の継続性を否定する事実が生じ、かつ、相当期間継続して債務超過の状態にあること

営業収益が連年悪化しており、回復の見込みがないこと

銀行等の金融機関からの融資が途絶え

ており、その期待も見込めないこと
B、債権者側の事由
債権放棄の場合には、債務者に対する贈与の意思が推測できないこと
当該債権について担保権を有しないか、担保権を有しているも劣後性担保であったり回収が困難であること
貸倒損失の計上において利益操作的な要素がないこと

債権回収を強行することによって、関係会社の倒産、社会的非難等を招来し、債権回収上の経済的デメリットを受けるため、債権放棄を余儀なくされていること

(2) 以上の解釈(認定)論を本件の事実関係に照らしてみると、次のようなことが言える。まず、債務者であるT社側には、前述のAのからのうち、の要件を充足しているものと認められるが、他の要件については確定していたわけではない。また、債権者である興銀側には、Bのからのうち、をどのように評価するかが問題となり、最高裁判決のような認定も考えられるが、については、控訴審判決が利益操作の事実を認めていることを重視すべきものと考えられる。

このように考察してみると、平成8年3月末現在において、本件債権が全額回収できなかったものと判断することは、相当に困難であったことが窺える。そのことは、当時都市銀行13行のうち、住専関係の不良債権を平成8年3月期に貸倒れ処理したのは興銀と旧日本長期信用銀行の2行に過ぎなかったことが如実に物語っている。そこであれば、当時本件債権が全額回収できないという社会通念が成立していたか否かは、相当に疑わしいことにもなる。

もっとも、住専関係の不良債権処理については、当時、社会的にも政治的にも大きな問題となり、結果的には、母体行の責任が厳しく咎められることとなった。その意味では、本件の最高裁判決も、妙に説得力を有することとなり、少なくとも現時点での社会通念には合致することとなる。

4、最高裁判決の実務への影響

(1) ともあれ、本件の最高裁判決は、その衝撃が大きかっただけに、今後の貸倒れ処理の実務にも種々の影響を及ぼすことが期待されている(大淵博義「旧興銀最高裁判決の論点と課税実務への影響」税務弘報2005年4月号8頁等参照)。

確かに、課税の実務においては、税務官庁

側は、法人税基本通達9・6・1等の取扱いを厳格に適用しがちであり、納税者側のトラブルが絶えなかったことも事実である。その意味では、国税庁が最高裁判決に対処して、各国税局に対して事前照会を指示したということは、今後、貸倒れの認定において税務官庁側も慎重かつ弾力的な姿勢を示すのではないかと期待もできる。そのことが実現すれば、最高裁判決の最大の功績(効果)であったと評価できる。

(2) しかしながら、法人税法22条3項3号と33条2項の規定を前提とする限り、法人税基本通達9・6・1ないし9・6・3がことさら法令に反した取扱いを定めているものとも解されず、また、従前の裁判例等を含めた解釈論がことさら異質なものであるとも評価し難い。

そうであれば、今回の最高裁判決が下されたからといって、貸倒れ処理の実務において大きな変化が生じるとも考えられない。ただ、貸倒損失の認定のみならず損金一般の認定においては、企業会計上(納税者側)は保守主義の要請から早めに計上しがちであるのに対し、税務官庁側は、未確定な損金を排除するためにその計上を遅らせようとしてきたし、そのことが両者の論争の種にもなってきた。

ところが、今回の最高裁判決が「社会通念」を強調したこともあって、今後の貸倒損失の認定においては、通達上の枝葉の用語にとらわれることなく、当該事実の実態に応じた総合的な判断が強調されることが期待できる。なお、本訴に関しては、貸倒損失のような損失の計上において、法令上明文規定の存しない「確定」又は「確実性」の要否が問題とされた(積極説=品川・各前掲書、消極説=中里・前掲書等参照)。この点、最高裁判決は、これらの用語を使用せず、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬ」という言い方を採用している。

このように、「確定」又は「確実性」という用語を使用しなかったことについては、論者によって評価が異なるものと思われるが、「確定」・「確実性」であり、客観的に明らかである、不明確な貸倒損失の計上を否定していることには変わりはない。そうであれば、これらの論争にも、最高裁判決が一つのヒトリオドを与えたとも解される。

確かに、課税の実務においては、税務官庁